

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準

出席停止となる場合			出席停止期間及び再登校の考え方										学校への提出物
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目		
①	生徒本人の感染が判明した場合	a 症状がある場合	症状出現	症状あり	症状あり	症状消失	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可	症状出現の翌日から7日間出席停止	「学校感染症治癒証明書」 (医師により記入)  ※上記書類がない場合は、「再登校報告書」を保護者が記入
		b 症状がない場合	検体採取	無症状	陽性判明	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可	検体採取日の翌日から7日間出席停止	
		※症状がある場合は、症状消失後24時間が経過することが必要。(例)7日目まで症状があった場合は、8日目まで出席停止。 ※症状がない場合は、5日目の抗原定性検査キット*(自費検査)による検査で陰性を確認できれば、6日目より登校可。 ※症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあるので、検温など自身による健康状態の確認、マスク着用等、感染予防行動の徹底をすること。											
②	生徒本人が濃厚接触者に特定された場合	a 生徒本人に症状がない場合	感染者と最後に接触	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可			「再登校報告書」を保護者が記入  用紙は学校HPよりダウンロードしてください。  [学校ホームページ] →[在校生の方へ] →[報告書] →「再登校報告書」
		※無症状の場合は、2日目及び3日目の抗原定性検査キット*(自費検査)を用いた検査でどちらも陰性確認後、3日目から解除も可能 ※濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合は、最終接触日から5日間を経過していても、検査の結果が出るまでは自宅待機。(この期間も出席停止)											
		b 生徒本人に症状がある場合	「濃厚接触者であり、症状がある」旨を医療機関に伝えて受診。 ※出席停止期間は、保健所・医療機関の指示に従う →生徒本人の感染が判明したら①へ										
③	生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合	かかりつけ医又は発熱外来認定医療機関を受診	症状あり	症状あり	陰性判明	症状あり	症状消失	登校可					
			※症状がなくなるまでは自宅待機(出席停止) ※感染状況に応じて、症状消失後も一定期間自宅待機を要請する場合あり →感染が判明したら①へ										
④	同居家族が濃厚接触者に特定された場合	a その同居家族に症状がない場合	登校可										
		b その同居家族に症状がある場合	感染の有無が判明するまで自宅待機										
			→同居家族が陽性の場合は、保健所・医療機関の指示に従う(→②へ)										
⑤	同居家族に発熱等の風邪症状がある場合 感染が拡大している地域において同居家族に未診断の発熱等の症状がある場合	a PCR検査を受ける場合	同居家族症状出現			同居家族症状消失	登校可						
		※その同居家族の症状がなくなるまでもしくは、その同居家族が医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで。 →陽性の場合は、保健所・医療機関の指示に従う(→②へ)											
⑥	新型コロナワクチン接種のため	・ワクチン接種当日 → 接種時間・場所の関係で、遅刻・早退・欠席をしなければならない場合 ・ワクチンの副反応 → 発熱等風邪症状やその他の症状により、登校が難しい場合											
⑦	その他の場合	※状況に応じて判断。学校に連絡をしてください。											

\*国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されたもの。詳しくは薬局等の薬剤師にご相談ください。